

## 予算委員会の弾力的開催に係る見直し（案）

### 1 見直しの内容

9月補正予算の位置付けが変わり、一年を通じて補正予算が提案されている状況にある中、補正予算の規模や内容に応じて予算委員会が弾力的に開催できるよう、第2回及び第3回定例会に予算委員会の開催予定日をそれぞれ1日ずつ設けることとする（議会日程においてあらかじめ開催日を設けるのは第1回定例会のみとする）。

### 2 見直し後の第2回及び第3回定例会における予算委員会開催の有無決定までの流れ（想定）

提案説明日 2 日前	議案送付（議案と同じものを各議員に送付）	
提案説明日	<議会運営委員会> ・提出議案について、政策局長から発言 <本会議> 議案上程、知事提案説明 <議案説明会>	
提案説明日（議案説明会終了後） ～一般質問・付託日	<予算委員会理事会> ・開催予定日における開催の必要性について協議 委員会開催の必要が（ある・ない）ことを決定	【②開催の必要がない場合】
	【①開催の必要がある場合】 ⇒予算委員会委員長から議運委員長に申し入れ <議運懇談会・議会運営委員会> ・今定例会の予算委員会開催日数について内定・決定	
議懇・議運終了後 ～開催予定日前日	<予算委員会理事会> ・審査日程、理事会決定事項、質疑時間等について協議、決定	—
	<予算委員会理事会> ・質疑通告、進行順序等について協議、決定	
開催予定日	～予算委員会開催～	

### 3 見直しにあたり改正が必要となる規定等

神奈川県議会予算委員会要綱 （開催） 第3条 委員会は、原則として第1回定例会及び第3回定例会において開催する。
--